

(注) 下記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、
押印済みの原本は別途保管しております。

平成26年6月25日

独立行政法人産業技術総合研究所
理事長 中 鉢 良 治 殿

独立行政法人産業技術総合研究所

監事 大谷 進 印

監事 伊東 一明 印

平成25事業年度監査報告書の提出について

上記の件について、独立行政法人産業技術総合研究所監事監査規程第9条
第1項の規定に基づき、別紙のとおり提出いたします。

監 査 報 告 書

私たち監事は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第19条第4項及び独立行政法人産業技術総合研究所監事監査規程（13規程第43号）に基づき、独立行政法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの平成25事業年度における業務全般について監査を実施いたしました。

本監査の結果について、以下のとおり報告いたします。

I. 監査方法の概要

平成25事業年度監事監査計画に従い、財務諸表、決算報告書及び事業報告書についての監査を実施するとともに、会計監査人からその監査の結果の報告及び説明を受け、財務諸表、決算報告書及び事業報告書について適否を検討いたしました。

また、理事会その他の重要な会議等に参加するほか、理事及び関係部署の管理者、責任者等から職務の執行状況の聴取、重要な決裁書類等の閲覧等を実施するなどし、研究所の組織及び制度全般の運営状況について調査いたしました。

II. 監査の結果

1. 財務諸表等の状況

- (1) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書）は、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、研究所の財政状態、運営状況等を適正に表示しているものと認めます。
- (2) 決算報告書は、研究所の予算区分に従って決算の状況を正しく表示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、研究所の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査については、監査方法及び結果は相当であると認めます。

- (5) 財務諸表、決算報告書及び事業報告書に重要な影響を与える不正及び誤謬並びに違法行為は認められません。

2. 業務の運営状況

- (1) 研究所の業務運営は、関係諸法令及び研究所業務方法書その他の諸規程等を遵守のうえ、第3期中期計画に基づく平成25年度計画に従って、適法に実施されております。
- (2) 役職員への研究所のミッションの周知、コンプライアンスの徹底、リスク管理及び内部統制等に関する理事長のマネジメントについては、
- 1) 就任後、3つの課題（①研究所の認知度を更に高めること、②産業・社会のニーズにより応えていくこと、③研究所のガバナンスを強化すること）を掲げて研究所の改革を推進されている。
 - 2) 毎週開催される理事会等において業務運営の課題確認を行うと共に、関係役職員による徹底した議論を行うなど、理事長による直接的なガバナンス強化に努められている。
 - 3) また、内部統制については、発生した事案に的確に対処し、職員のモチベーション向上も勘案しながら見直しを行うなど、更なる充実・強化に取り組まれている。
- など、常に業務運営の改善活動が継続的に行われていると認められます。
- (3) 独立行政法人を対象とした政府及び行政改革実行本部等からの見直し要請（不要資産の国庫納付、職員宿舍、研究開発等の重複排除・連携強化、公益法人等への会費等支出、給与水準の適正化及び契約の適正化など）に係る措置については、それぞれ適切に対応されていると認めます。

平成26年6月25日

独立行政法人産業技術総合研究所

監 事 大谷 進 印

監 事 伊東 一明 印